# 一時保育の利用について

町立保育所では、一時的に育児が困難になった場合に利用できる一時保育を実施しています。

下記の事項をご理解の上、利用の手続きに従ってご利用ください。

## 一時保育を利用できる児童

下郷町に住所を有する<u>満1歳以上</u>の就学前児童で、下記のいずれかに該当する場合に利用できます。

	非定型的保育サービス (曜日指定保育)	緊急保育サービス事業	私的理由 保育サービス事業
	保護者の勤務形態等によ	保護者の疾病、入院等に	保護者の育児疲れ解消等
説 明	り、継続的に家庭での保	より緊急・一時的に保育	私的な理由により一時的
	育が困難になる場合	が必要となる場合	に保育が必要となる場合
利用可能	原則週3日	月7日以内	月2日以内
な日数	,3//3/20 L	75 1 22/15	752 07715
保育時間	午前8時30分~午後5時		
	3歳未満の場合 1人につき日額2,000円(完全給食)		
保育料	3歳以上の場合	1人につき日額1,800	)円(捕食給食)
	※午前のみ又は午後のみの場合はそれぞれの日額の半額となります。		

- ※ 月の利用可能日数を越えた場合は、利用をお断りすることがあります。
- ※ 持ち物など詳細については保育所にお問い合わせください。







### 利用の手続き

## 1 利用登録

- 「一時保育利用登録申請書兼保育児童台帳」をあらかじめ役場に提出します。(年1回)
- 役場から「一時保育利用者登録書」を送付します。この登録書は、年度内有効です。

### 2 利用申し込み

「一時保育利用申込書」を保育所に提出します。(利用の2日前まで、緊急の場合を除く) キャンセル等は、保育所に連絡してください。

#### 3 保育料の納入

一時保育の利用実績により、月ごとに役場から納付書をお送りします。 指定された納入期限までに保育料を納入してください。

役場



① 利用登録申請書提出

② 利用登録書の送付

⑤ 保育料納入通知書送付

⑥ 保育料の納入

利用者



③ 利用申込書の提出

④ 一時保育の実施

保育所



※ ①、②は年1回の手続きです。(登録書は年度内有効) 利用登録後は、③~⑥の繰り返しになります。

お問い合わせ先

湯野上保育所 L 68-2315 しもごう保育所 L 69-1135 役場福祉係 L 69-1199

00000000000000

00000000000000